

令和7年加美町議会第7回臨時会会議録第1号

令和7年11月27日（木曜日）

出席議員（13名）

1番	田中草太君	2番	早坂潔君
3番	今野清人君	5番	早坂伊佐雄君
6番	早坂忠幸君	7番	三浦又英君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	伊藤淳君
13番	米木正二君	14番	高橋聡輔君
15番	味上庄一郎君		

---

欠席議員（2名）

4番	佐藤圭介君	8番	伊藤由子君
----	-------	----	-------

欠員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	石山敬貴君
副町長	千葉伸君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木実君
危機対策課長	早坂卓君
企画財政課長	内海茂君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄司一彦君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	西山千秋君
税務課長	猪股良幸君
農林課長	尾形一浩君
商工観光課長	阿部正志君
建設課長	村山昭博君
高齢障がい福祉課長	森田和紀君

保 険 健 康 課 長	武 田 明 美 君
こ ども 家 庭 課 長	鎌 田 征 君
上 下 水 道 課 長	塩 田 雅 史 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	相 澤 栄 悦 君
小 野 田 支 所 長	伊 藤 一 衛 君
宮 崎 支 所 長	鎌 田 裕 之 君
総 務 課 参 事 兼 課 長 補 佐	内 出 泰 照 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	遠 藤 伸 一 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 功 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 登 志 子 君
代 表 監 査 委 員	田 中 正 志 君

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長	青 木 成 義 君
次 長 兼 議 事 調 査 係 長	尾 形 智 弘 君
主 幹 兼 総 務 係 長	猪 股 直 人 君
主 事	千 葉 奏 衣 君

#### 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 9 号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 第 4 承認第 7 号 専決処分した事件の承認について（令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 6 号））
- 第 5 議案第 9 4 号 加美町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 6 議案第 9 5 号 物品購入契約の締結について（令和 7 年度加美町小野田支所備品（1. 3 m<sup>3</sup>タイヤショベル中古車）購入業務）
- 第 7 議案第 9 6 号 令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 7 号）

- 第 8 議案第97号 令和7年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
第 9 議案第98号 令和7年度加美町下水道事業会計補正予算（第1号）  
第10 議案第99号 令和7年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

午後1時00分 開会・開議

○議長（味上庄一郎君） ご参集の皆さま、ご起立ください。よろしくお願ひします。ご着席願ひします。

ただいまの出席議員は12名であります。4番佐藤圭介君、8番伊藤由子さんより欠席届が出ております。11番沼田雄哉君より遅参届が出ております。定足数に達しておりますので、これより令和7年加美町議会第7回臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（味上庄一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、9番木村哲夫君、10番三浦英典君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（味上庄一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日1日間にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

---

#### 日程第3 報告第9号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（味上庄一郎君） 日程第3、報告第9号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）報告を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 本日の臨時会、何卒よろしくお願ひいたします。

それでは、報告第9号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）ご説明を申し上げます。

本案件は、令和7年8月30日午後4時30分ごろ、町道月崎見当線の加美町月崎字西田6番地3付近を、相手型車両が通過した際に、道路に設置したグレーチングが、相手型車両の右前側の

タイヤに損傷を与えたことに対し、過失割合が町 60%、相手方 40%として、賠償額が決定したものでございます。

そこで、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30 万円を超えない範囲においてその額を定めること、及びこれに伴う和解に関することに当たることから、今回専決処分をしたものでございます。

以上、専決処分した事件の報告とさせていただきます。

○議長（味上庄一郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第 9 号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

---

日程第 4 承認第 7 号 専決処分した事件の承認について（令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 6 号））

○議長（味上庄一郎君） 日程第 4、承認第 7 号専決処分した事件の承認について（令和 7 年度一般会計補正予算（第 6 号））を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 承認第 7 号専決処分した事件の承認について（令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 6 号））について、ご説明を申し上げます。

本件は、一般会計歳出予算において、早急に予算措置をしなければならない案件がございましたので、地方自治法第 179 条に基づき、歳出の総額を補正前と同額の 153 億 4,911 万 3,000 円とする補正予算の専決処分を行ったものでございます。

内容につきましては、小野田地区における除雪体制整備として、除排雪機械の更新費用を追加し、予備費を同額減額するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6 番早坂忠幸君。

○6番（早坂忠幸君） これは除雪ドーザですよ。そうですよね。新品で買った場合はどのくらいになりますか。お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 小野田支所長。

○小野田支所長（伊藤一衛君） 小野田支所長でございます。

新品で買った場合ですと、カタログ上の話ですけれども、税抜きで1,400万、税込みですと1,500万を超えるものとなっております。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 6番早坂忠幸君。

○6番（早坂忠幸君） 大体今回は1,000万ほどで買っているんですけども、新品で1,500万。そうしますと、新品で買う場合、交換時期に来ますと、多分、小野田地区とか宮崎地区の場合は雪寒事業で買えるはずですよ。そうしますと補助対象というのがなりますよね。これ、まるっきり一般財源なんで。なんとかその辺がですね、逆に余計支出を多くなっているのかなという感じがします。その辺どう思いますか。

○議長（味上庄一郎君） 小野田支所長。

○小野田支所長（伊藤一衛君） はい、小野田支所長です。

まずもって今回の除雪の方針でございますけれども、本来、支所の方で管理している除雪機械、令和6年度中に故障したものがございまして、それをエンジンを載せ替えて、それを7年度のシーズンに向けて使う予定でございました。

しかしながら、その部品がだいぶ古くてですね、部品の調達を待っていたんですが、結果的にその部品が来なかったと。それでどうしたものかということで、もうシーズンが始まりますので早急に手に入る方法として、たまたま中古のドーザが見つかったということで今回こちらの補正予算の方に計上させていただいた経過がございます。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 6番早坂忠幸君。

○6番（早坂忠幸君） ということは雪寒では買えなかったということで理解してよろしいんですね。

○議長（味上庄一郎君） 小野田支所長。

○小野田支所長（伊藤一衛君） 今回につきましては急遽のことでしたのでそういうことに、一般財源での支出ということになります。

○議長（味上庄一郎君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより、承認第7号専決処分した事件の承認について（令和7年度一般会計補正予算（第6号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、承認第7号専決処分した事件の承認について（令和7年度一般会計補正予算（第6号）は原案の通り承認することに決定いたしました。

---

日程第5 議案第94号 加美町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（味上庄一郎君） 日程第5、議案第94号加美町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第94号加美町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案件は民間との情勢適応を目的とした人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、国家公務員との均衡を保つ観点から職員の給与条例ほか関係条例の一部を改正するものでございます。令和7年の人事院勧告では月例給及び特別給の改定のほか通勤手当の見直しなどが盛り込まれております。改正の対象となる条例は加美町職員の給与に関する条例、加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例となります。

議案資料として改正概要並びに新旧対照表を添付しておりますので参考にしていただきたいと思います。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番、三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 今、町長からいろいろ説明いただきまして、これは資料を見ますと人事院勧告ということに基づいて、今回改正されるものと思いますけど、聞くところによりますと3%以上というのは34年ぶりの職員の給与の改定だそうですね。そうすると今年はもしかしたら2回ボーナスがいただけるのかというちょっと思いがしているんですが、そこで職員につい

ては何もとやかくいう筋合いのものではないんですが、常勤の特別職の期末手当が 0.05 ですか、それは基づいてベースアップになるということなんですが、先般開催された総務産業常任委員会の資料の中に、県内の常勤・非常勤の特別職の報酬関係が資料をいただきました。その中において加美町が 20%現在カットされているということなので、特に 60 数万なにがしで、他の市・町を比べますと 20 から 30 の開きがあるということなんです。ということからして今回何か町長・特別職の関係についてはあまりにも開きあるのかなという思いがしておりますので、特別報酬審議会を開催する予定があるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

今ご質問がありました特別報酬審議会ということの開催の見通し、あるかということでございまして、こちらは町長等の議員さんも含めて、委員報酬を改定する場合は特別報酬審議会というものを開催しなくてはいけないということで、当初予算には委員報酬の予算を計上しております、今年度開催する予定にはしております。日程についてはまだ文書等ではご案内というふうに細かくは決定はしていませんが、やる方向では考えております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 7 番三浦又英君。

○7 番（三浦又英君） 特別報酬審議会を開催する予定であるということについては了解しました。そこでですね、どういう審議会の委員のメンバーになるかはまだ定かでないと思うんですが、その委員会の中において常勤の特別職の報酬が 20%カットになっているということからして、戻すことも可能かどうか、ということは多分 20%カットについては条例で定めておりますので町長の任期終了までだと認識をしているのですが、審議会の意見の中でそういうものが出た場合に、そういうのを対処してもらえるのかどうかその辺についてもお伺いします。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） はい。審議会につきましてはどのようなメンバーということで、審議会のメンバーにつきましては委員は 10 名以内をもって組織しまして、地区の様々な関係するところに精通した方々、町長が委嘱して、諮問をするという形になってございます。今、三浦議員の方から町長は就任当時、公約に掲げて、子育て政策のために 20%給与カットしてそういった給食の無償化とか、今は子ども子育て基金というものを創設しまして、そちらの方に入れて活用しているというような状況がございまして。そういった状況を背景にしながら先ほど私申し上げました審議会開催した際には、その旨こういう背景はありますということもお話しすることであつたり、あとは今現在の国の方では国のお金で小学校の給食

費を無償化するという流れなんかもございますので、そういった流れも鑑みながらいろいろその委員さんの中でいろいろ議論する必要はあるのかなということは思っておりますが、いずれ開催して委員さん方とそういった背景とか今のように置かれている状況等を説明しながら決めていくものだなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 94 号加美町職員の給与に関する条例等の一部改正についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 94 号加美町職員の給与に関する条例等の一部改正については原案の通り可決されました。

---

日程第 6 議案第 95 号 物品購入契約の締結について（令和 7 年度加美町小野田支所  
備品（1.3 m<sup>3</sup>タイヤショベル中古車）購入業務）

○議長（味上庄一郎君） 議案第 95 号物品購入契約の締結について（令和 7 年度加美町小野田支所備品（1.3 m<sup>3</sup>タイヤショベル中古車）購入業務）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 95 号物品購入契約の締結について（令和 7 年度加美町小野田支所備品 1.3 m<sup>3</sup>タイヤショベル中古車）購入業務）についてご説明を申し上げます。

本案件は小野田支所が所有する除雪車が経年劣化により故障し、修理を試みたものの部品の調達が困難なため廃車となりました。これからの除雪業務に際し、早急に除雪車両の確保が必要であることから作業に必要な仕様を備えたタイヤショベルの中古車を購入するものでございます。

11 月 10 日に 1 社より見積もりを徴しましたところ、株式会社大架加美支店が 980 万 1,000 円で見積もり決定いたしましたので、同社支店長小山茂氏と物品購入契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。議案資料として車両概要並びに入札に関する資料を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

よろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 95 号物品購入契約の締結について（令和 7 年度加美町小野田支所備品（1.3 m<sup>3</sup>タイヤショベル中古車）購入業務）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 95 号物品購入契約の締結について（令和 7 年度加美町小野田支所備品（1.3 m<sup>3</sup>タイヤショベル中古車）購入業務）は原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 議案第 96 号 令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第 7、議案第 96 号令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 96 号令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明申し上げます。

今回規定予算に歳入歳出それぞれ 4,000 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 153 億 8,911 万 3,000 円とする補正予算を行うものでございます。主な内容につきましては国の人事院勧告に伴い職員給与等の引上げに関わる人件費の予算を追加するものでございます。歳入については繰入金として財政調整基金繰入金 4,000 万円増、歳出においては各科目における給料職員手当等 4,850 万円増などのほか、予備費を減額するものでございます。

よろしく御審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 96 号令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 7 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 96 号令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 7 号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 97 号 令和 7 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（味上庄一郎君） 議案第 97 号令和 7 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 97 号令和 7 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

今回、規定予算に歳入歳出それぞれ 232 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 33 億 5,082 万 6,000 円とする補正予算を行うものでございます。主な内容については国の人事院勧告に伴い職員給与等の引上げに関わる人件費の予算を追加するものであります。歳入については繰入金で一般会計繰入金 232 万円増、歳出の主なものについては各科目における給料・職員手当等 232 万円増であります。よろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 97 号令和 7 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 97 号令和 7 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 議案第 98 号 令和 7 年度加美町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第 9、議案第 98 号令和 7 年度加美町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 98 号令和 7 年度加美町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては予定額に対する不用額及び不足額の精査を行い、営業費用において 116 万円を増額し、予備費に同額を減額する組替補正を行うものでございます。支出につきましては総係費で給料等 116 万円を増額するものでございます。

よろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 98 号令和 7 年度加美町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 98 号令和 7 年度加美町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第 10 議案第 99 号 令和 7 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第 9、議案第 99 号 令和 7 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 99 号令和 7 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては収益的支出において総係費で 12 万円を増額し、予備費を 12 万円減額するものでございます。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 99 号令和 7 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 99 号令和 7 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本臨時会に附議された案件の審議は全て議了いたしました。

これで令和 7 年加美町議会第 7 回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

午後 1 時 3 1 分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

加美町議会議長 味 上 庄一郎

署 名 議 員 木 村 哲 夫

署 名 議 員 三 浦 英 典